

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

昭和54年6月21日

組合条例第8号

改正 平成17年3月25日組合条例第78号

(準用規定)

第1条 本組合の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例については、美咲町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年美咲町条例第44号)を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月25日組合条例第78号)

この条例は、公布の日から施行し、平成17年3月22日から適用する。